

民間事業者の登記申請書等の自動生成サービス等について

当会は、国民の権利及び財産を擁護する目的で、司法書士でない者が司法書士の業務を行うことを禁止した司法書士法第73条に違反する行為により、国民の皆様にも不測の損害が及ぶことがないように、非司法書士行為の調査及び防止活動を行っております。他人から依頼を受けて登記申請手続の代理や申請書類の作成を行うことは、司法書士の独占業務です。

ところで、令和5年2月21日開催の衆議院予算委員会第三分科会において、インターネットを利用した登記申請書等の自動生成サービスについて質疑が行われました。同質疑においては、一部民間事業者による違法行為が疑われる事例が散見されるとの指摘がなされ、政府参考人である法務省民事局長から「民間事業者が依頼者に代わって登記書類を作成したと評価されるような場合」、「収集した戸籍記載から民間事業者の判断で相続人を特定し依頼者に代わって登記書類を作成したと評価されるような場合」、「個別具体的な事案を前提に登記申請書類の作成に関する相談を受けて回答したり、助言したりして、登記申請書類の作成にあたって依頼者からの相談に応じたと評価されるような場合」には、司法書士法に抵触するおそれがあるとの答弁がなされました。

民間事業者や無資格者が、登記申請書類の作成や書類作成の相談に応じることは、司法書士法に抵触する違法な行為であり、司法書士法第78条により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる行為です。

当会としては、実質的な登記申請書類の作成者であるにもかかわらず、本人申請の外観を呈した申請行為を作出し、手続法上何らの責任を負わないような民間事業者の活動について、監視を継続し、また、民間事業者や無資格者による登記申請書類の作成や書類作成の相談が疑われる事案については、所要の調査を実施して、厳正に対処して参ります。

司法書士は、国民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命としており、また、国民の重要な財産を公示する不動産登記制度において、真正な権利関係を公示するため、重要な役割を担っています。また、登記手続の代理申請を行うだけではなく、法律事務の専門家として、個々の具体的な事案に即した説明や助言を行い、判断過誤や手続過誤による新たなトラブルの発生を予防し、依頼者の権利及び財産を擁護するために法律事務を行っています。

市民の皆様におかれましては、民間事業者のインターネットを利用した登記申請書等の自動生成サービスを利用しようとする際には、違法行為を助長することのないよう、御留意くださいますようお願いいたします。

令和5年3月24日

神奈川県司法書士会 会長 紙谷繁昭